

○ 男鹿地区消防救急業務協議会設置要綱

平成 12 年 4 月 1 日

要 綱 第 1 号

(目的)

第 1 条 救急関係機関相互の連携を強化し、男鹿地区消防救急業務を円滑に推進するため、消防救急業務に係る諸課題について協議する「男鹿地区消防救急業務協議会」(以下、「救急協議会」という。)を設置する。

(検討事項等)

第 2 条 救急協議会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 救急現場活動に関すること。
- (2) 応急手当の普及啓発、および地域住民への救急医療の広報に関すること。
- (3) 救急隊員の教育訓練に関すること。(病院実習、生涯教育を含む。)
- (4) 関係機関との連携に関すること。
- (5) 救急の統計調査に関すること。
- (6) その他救急業務に関すること。

(救急協議会の構成等)

第 3 条 救急協議会は医師会又は関係機関から推薦された医師、看護師、及び消防長が必要と認める者で構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日の属する年度の末日までとする。ただし、必要に応じ委員の再任をすることができる。
- 3 救急協議会に会長、副会長を置き、委員の中から互選する。
- 4 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けた時はその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 救急協議会は会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第 5 条 救急協議会の事務局は、男鹿地区消防本部警防課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、救急協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。